食物アレルギー対応給食を希望される保護者の皆様へ　　令和 8 年 11 月

登別市保健福祉部こども育成グループ

保育所では食物アレルギー対応給食が必要なお子さんに対しては、医師の指示に基づき、可能な範囲で除去食、代替食の対応をしています。アレルギーの状況等により対応が困難であったり、除去により食事内容が不足する場合は、ご自宅からのお弁当を持参していただくことがありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

１．提出書類

①食物アレルギー対応給食の申込時には、次の書類を保育所へ提出してください。

・食物アレルギー給食対応申込書　※保護者が記入

・食事調査表　※保護者が記入

※食物アレルギー対応給食の申込に、血液検査は不要です。

②医師による記入が必要な書類については、入所が決定したら入所日の１ヶ月前に市窓口に提出してください。

・保育所給食における食物アレルギー児童の除去食に関する診断書（指示書）※医師が記入

※医師による記入が必要な保育所給食における食物アレルギー児童の除去食に関する診断書（指示書）については、入所が決定したら入所日の１ヶ月前に市窓口に提出してください。

２．食品表示の確認について

生鮮食品の原材料の確認については、管理栄養士または調理員が、献立作成時・発注時・食品の受け入れ時に商品のアレルギー表示や原材料について確認しています。

既製品などの原材料の確認については、管理栄養士または調理員が、業者より提出される商品規格書をもとにアレルギー表示や原材料について確認しています。

(もみの木こども園は給食を外部委託しているため、上記について委託先業者が確認しています。)

３．食品表示法と給食が提供できない場合について

食品表示法により、アレルギーの表示において、原材料について表示義務のあるものと、表示が推奨されているもの(任意表示)があります。特定原材料に準ずる２０品目は任意表示のため、商品により表示されているものとされていないものがあります。

特定原材料(9 品目) （**表示の義務があるもの**）	卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ、カシューナッツ
特定原材料に準ずるもの(20 品目) （**表示が推奨されているもの**）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※「この商品は〇〇の製造ラインで作られています」「魚介エキス（〇〇由来)」等といった微量のアレルゲン混入の可能性があるものの表示については特定原材料、特定原材料に準ずるもののどちらにおいても表示が義務付けられているものではないためアレルゲンを完全に把握することは出来ません。そのため、これらの表記においてもアレルギー症状が起こり、かつ、除去が必要と診断されているお子さんについてはアレルギー給食の対応はできませんのでご了承ください。